

高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱

制定 平成26年4月1日
最終改正 令和6年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市木造住宅除却工事補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地震の際に民間建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、建築物の所有者が行う除却工事について、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することにより、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、高槻市木造住宅耐震事業補助金交付要綱及び高槻市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等撤去工事 道路等に面している道路等からの高さ（擁壁等の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁等の高さを含む。以下同じ。）が80センチメートル以上の部分を含むブロック塀等を全部又は道路等面からの高さ60センチメートル以下まで撤去する工事。
- (2) 除却工事 補助金の交付対象となる者が、木造の住宅（法人その他の団体が所有するものを除く。以下「木造住宅」という。）全てを除却する工事及びブロック塀等撤去工事
- (3) 除却工事施工者 前号の除却工事を行う工事請負人で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12法律第104号）第21条第1項の登録を受けているもの
- (4) 簡易型耐震診断 「誰でもできるわが家の耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会）」を使用し、自己で簡易に耐震性を調査する診断方法

- (5) 容易な耐震診断 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（令和6年1月30日 国住市第40号 國土交通省住宅局市街地建築課長通知）に基づく「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を使用し、自己で耐震性を調査する診断方法
- (6) 市内業者 建設業法第3条第1項による許可を受け、同条に基づく営業所の所在地が高槻市内にある建設業者。ただし、当該許可を受けていない元請負人である事業者が同条の軽微な建設工事のみを請け負う場合、本社が高槻市内にある元請負人。
- (7) 子育て世帯 交付申請をした日において、世帯内に義務教育終了前の子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。）と同居している世帯

第2章 補助事業

（補助対象の要件）

第4条 補助金の交付対象となる建築物は、市内の木造住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項の建築主事の確認を受けて建築されたものであること。
- (2) 当該住宅の耐震性を示す値が次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - ア 耐震診断結果の評点が1.0未満と診断されたもの
 - イ 簡易型耐震診断により7点以下と診断されたもの（一戸建ての住宅に限る。）
 - ウ 容易な耐震診断により倒壊の危険性があると診断されたもの
- (3) 高槻市木造住宅耐震事業補助金による補助を受けて改修されたものでないこと。
- (4) 第6条第1項第1号の加算を受ける場合にあっては、除却工事后に当該除却工事をした者又は当該除却工事をした者の親族である者が、市内業者により一戸建ての住宅の建替え工事をおこなうもの。
- (5) 第6条第1項第2号の加算を受ける場合にあっては、除却工事后に当該除却工事をした子育て世帯又は当該除却工事をした者の親族である子育て世帯が居住する一戸建ての住宅となるもの。

- 2 補助金の交付対象となる者は、前項の規定する木造住宅の所有者であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。
- (1) 補助対象者の直近の市民税の総合課税分の課税標準額が 507万円以下であること。
- (2) 所有者及び当該所有者の世帯員全員が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する「暴力団員」
イ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2項第4号に規定する「暴力団密接関係者」
- 3 第6条第2項の加算をする場合は、高槻市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第4条に掲げる要件に該当するものとする。

（補助事業及び補助対象経費）

- 第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が当該年度に実施する除却工事とする。
- 2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除額等」という。）を除く。
- (1) 木造住宅除却費用
木造住宅の除却に要した費用
- (2) ブロック塀等撤去費用
ブロック塀等の撤去に要した費用。ただし、見附面積（撤去するブロック塀等の高さ×幅）1平方メートルに13,000円を乗じた額を限度とする。

（補助金の交付額）

- 第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において100万円を限度に除却する一戸建て住宅1戸当たり40万円（長屋・共同住宅においては1戸あたり20万円）とする。ただし、除却する住宅が一戸建ての住宅であって、次に掲げる場合、それぞれ10万円を加算する。

- (1) 市内業者による建替えを伴う除却工事を行う場合
- (2) 子育て世帯による建替えを伴う除却工事を行う場合
- 2 ブロック塀等撤去工事を実施する場合は、前項に掲げる交付額に、次に掲げ

る額を限度として前条第2項第2号の規定により算出したブロック塀等撤去費用を加えることができる。

- (1) ブロック塀等撤去費用が100万円以内の場合

100万円

- (2) ブロック塀等撤去費用が100万円を超える場合

100万円 + 0.5 × (ブロック塀等撤去費用 - 100万円)

- (3) ブロック塀等撤去費用が500万円を超える場合

300万円

3 第1項の規定にかかわらず、木造住宅除却費用が同項の規定により算出された額を下回るときは、当該木造住宅除却費用を同項による交付額とする。

4 前3項により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第3章 手続き

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、別記様式第1号による交付申請書に、次の各号に定める書類を添付し、当該年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 除却前の住宅に係る確認済証があるときは、その写し
- (2) 付近見取り図
- (3) 登記事項証明書の写し等建築年月日が推定され、かつ、建築物の規模及び所有者の確認ができる書類
- (4) 所有者の直近の課税証明書
- (5) 耐震診断の結果報告書、簡易型耐震診断の結果票又は容易な耐震診断調査票
- (6) 除却工程施工者の資格を証する書類
- (7) 除却工事の見積書（補助対象経費の明細がわかるもの）
- (8) 現況写真（除却する建築物、隣地の建築物等がわかるもの）
- (9) 前条第1項第1号又は2号に掲げる加算を申請する場合は、建築工事請負契約に係る見積書等
- (10) 前条第1項第2号に掲げる加算を申請する場合は、住民票の写し等子育て世帯であることがわかる書類
- (11) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる加算を申請する場合で、除却工事を行う者の親族である者が建替え工事を行うときは、戸籍全部事項証明書の写

し等親族関係がわかる書類

- (12) 申請者住所の分かる本人確認書類の写し
- (13) その他市長が必要と認める図書

2 前条第2項の加算をする場合は、前項に掲げる書類に加えて、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 現況概略図（ブロック塀等の寸法が記載された配置図、断面図等）
- (2) 現況写真（ブロック塀等の全景及び高さがわかるもの）
- (3) 補助金交付に係る誓約書（別記様式第1号－2）
- (4) 別表に定める点検表
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、前項の規定による申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

- (1) 基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）及びこの要綱に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった日から30日以内に、当該申請にかかる補助金の交付を決定又は補助金を交付しない旨を決定するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する費用又は当該事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をするときは、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときには、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期すため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者等の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
 - (5) 基準法、耐促法及びこの要綱を遵守すること。
 - (6) 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請がなされた場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、当該消費税仕入控除税額等を市長に報告すること
 - (7) 第6条第1項第1号の加算をした場合で、市内業者による建替えを行わなかつたときは、当該加算分を返還すること。
 - (8) 第6条第1項第2号の加算をした場合で、建替え後1年以内に除却工事をした子育て世帯又は除却工事をした者の親族である子育て世帯が居住しなかつた場合は、当該加算分を返還すること。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に規定する条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は補助金の交付決定をしたときは、別記様式第2号による交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、別記様式第3号による不交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(除却工事の着手)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定通知書を受け取った日から速やかに除却工事に着手するものとする。

(補助申請の取下げ等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了するまでに市長に別記様式第4号による取下げ申請書を提出し、補助金交付申請を取下げができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取消されたものとみなす。

(除却工事の変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに別記様式第5号による変更承認申請書に必要書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、当該補助事業者に係る補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、別記様式第6号による交付決定変更通知書により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(除却工事の完了報告)

第14条 補助事業者は、除却工事の終了後、別記様式第7号による完了報告書に次に掲げる書類（又はその写し）を添付し、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の契約書又は請求書の写し（補助対象経費の明細の分かるもの）
- (2) 除却工事の領収書等の写し（補助対象経費の支払いが分かるもの）
- (3) 工事工程写真
- (4) 第6条第1項第1号又は第2号に掲げる加算を申請した場合は、建替え工事の契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による完了報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に規定する書類の添付の必要

がないと認めるときは、これを省略することができる。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査し、当該事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、別記様式第8号による確定通知書により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による完了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、第15条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けた後に、別記様式第9号による交付請求書に市長が必要と認める書類を添えて、当該通知に定める確定額を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による補助金請求があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、当該請求書を受けた日から30日以内に、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

第4章 雜則

(事情変更による決定の取消し等)

第19条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはそれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付決定を取消すことができる場合は、次

の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するために必要な措置その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する費用のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事業による場合を除く。）
- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の適正な遂行）

第20条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の处分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第21条 補助事業者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助遂行等の指示）

第22条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、次条の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

（決定の取消し）

第23条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは

、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 第9条に掲げる条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、別記様式第10号による交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第24条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業者に補助金の返還を命令することができる。
- 2 補助事業者は、前条第1項により補助金の交付決定を取消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第25条 補助事業者は、第24条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなけ

ればならない。

- 4 市長が、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第26条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める記述までに当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(理由の提示)

第28条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補助事業者に対する指導)

第29条 補助事業者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(関係書類の整備)

第30条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、除却工事補助金の交付について必要な事項は、都市創造部長が定める。

別表

ブロック塀等の点検表1 コンクリートブロック塀の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ 2 mを超える塀で 15 cm以上	はい	いいえ
	高さ 2 m以下の塀で 10 cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁内に直径 9 mm以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	はい	いいえ
5 基礎 (高さ 1.2m を超える時)	丈が 35 cm以上で根入れ深さが 30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
4 控え壁 (高さ 1.2m を超える時)	塀の長さ 3. 4 m以下ごとに、直径 9 mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5 以上突出してある	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1 mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7 ぐらつき	人の力でぐらつかない	はい	いいえ
8 その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上にない	はい	いいえ

*適合するかどうか判断ができない場合は「いいえ」を選択

ブロック塀等の点検表 2 組積造等の場合（鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀を含む）

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ

2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1／10以上ある	はい	いいえ
3	鉄筋	—	はい	いいえ
4	控壁	塀の長さ4m以下ごとに壁面からその部分の壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
5	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7	ぐらつき	人の力でぐらつかない	はい	いいえ
8	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上にない	はい	いいえ

*適合するかどうか判断ができない場合は「いいえ」を選択

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

2 この要綱の施行の際、現に高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、この要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後

の高槻市木造住宅除却工事補助金交付要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。